

特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、徳島県が委託する河川等防災パトロール業務（以下「パトロール」という。）に適用する。

(委託区域)

第2条 南部総合県民局県土整備部美波庁舎管内の別表に示す区域を委託する区域とする。

(パトロール実施期間)

第3条 パトロールの実施期間は、下記のとおりとする。
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(パトロールの詳細)

第4条 河川等防災パトロール業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）第8条に示すパトロール項目の詳細は、以下のとおりとする。

点検項目	点検の視点（留意点）
管理道路、通路等	<ul style="list-style-type: none">不法投棄、塵埃、土砂等の障害物の有無等わだち掘れ、穴、陥没、段差の状態雑草、雑木の繁茂による通行障害
堤防	<ul style="list-style-type: none">不法投棄、塵埃、土砂等の障害物の有無等不等沈下、漏水の有無堤天のわだち掘れ、穴、陥没、段差の状態法面状態（亀裂、法崩れ等）雑草、雑木の繁茂状態
河川護岸、砂防流路	<ul style="list-style-type: none">不法投棄、塵埃、土砂等の障害物の有無等侵食、クラック、はらみ出し、吸い出し等異常の有無土砂堆積、異常洗掘の有無河川等に支障を及ぼす倒木、枯木の有無
水門、陸閘、樋門、堰、ダム、海岸砂防堰堤、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の構造物	<ul style="list-style-type: none">不法投棄、塵埃、土砂等の障害物の有無等クラック、漏水等異常の有無施設の破損、隙間、がたつき、ゴミつまりの有無
水面の異常	<ul style="list-style-type: none">油、その他汚濁物質の流出魚の大量斃死漂着物
砂利採石現場	<ul style="list-style-type: none">採取画とおりの採取がなされてるかどうか
占用状況、不法物件の監視	<ul style="list-style-type: none">占用が適正にされているかどうか不法物件の状況変化
不法係留船	<ul style="list-style-type: none">不法係留船、沈船の状況把握
危険箇所の状況	<ul style="list-style-type: none">生命、財産に影響がでるか関係者に情報伝達河川等の管理物なら応急措置はできそうか
親水空間における安全性	<ul style="list-style-type: none">急な出水に対して円滑に避難できるか
その他違法行為（新たな）	<ul style="list-style-type: none">緊急に対応が必要かどうか掘削、切土、盛土等、土地形状の変更工作物の新築、改築等立竹木の伐採

(異常箇所の応急措置)

第5条 仕様書第3条第1項第2号に示す「緊急を要する異常箇所の応急措置」とは、次に示すものとする。

項目	措置内容	適用
危険回避・除去	・倒木、落石、土砂、投棄物、その他支障物の除去 ・危険事象に対するバリケード、看板、危険杭の設置	緊急を要するもので、かつ小規模なもの
路面補修	・路面にできたポットホール等の小規模修繕作業	緊急を要するもので、かつ小規模なもの
施設清掃	・土砂、ゴミ等の撤去 ・除草	緊急を要するもので、かつ小規模なもの
その他	・支障のある事項	緊急を要するもので、かつ小規模なもの。

(パトロール車両)

第6条 委託者が貸与するパトロールに使用する車両は次のとおりとする。
車両の登録番号：徳島581 い 96-64

(パトロール要員の遵守事項)

第7条 パトロール要員がパトロールにあたって遵守すべき事項は次のとおりとする。
(1) 出発前に監督員にパトロールコースなどを確認し、必要な情報の提供を受けること。
(2) パトロールに必要な車載常備器材の確認を行う等の十分な準備を行うこと。
(3) パトロール中は、適宜業務管理責任者と連絡をとり、現況報告を行う。

(携行器材)

第8条 道路パトロール車には下表に掲げる器材を必要に応じ積載するものとし、監督員の承諾を得て甲が備えている資器材を使用することができる。

1	関係資料	管内図、道路台帳等
2	記録・測定器具	[デジタルカメラ]、ポール、巻尺
3	保安器具	バリケード、セフティーコーン、保安ロープ、看板
4	照明器具	懐中電灯
5	応急用工具	スコップ、鎌、鋸、掛矢、箒
6	通信機器	[携帯電話]
7	その他	その他必要な器材

2 前項の器材のうち、[]内のものは、受託者の負担において準備すること。

(様式第2号)

令和 年 月 日

(発注者) 殿

受託者 住所
氏名

印

委託業務完了報告書

委託業務が完了したので、次のとおり報告します。

1 委託業務名

2 路線名等

3 委託業務箇所

4 業務委託料

5 契約年月日 令和 年 月 日

6 履行期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

7 完了年月日 令和 年 月 日

河川等パトロール業務委託仕様書 (R7. 1. 6改正)

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、発注者（以下「甲」という。）が受注者（以下「乙」という。）に委託する河川等パトロール業務（以下「業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 この業務は、徳島県が管理する河川、海岸、砂防等（以下「河川等」という。）の現状を巡視、点検（以下「パトロール」という。）により把握し、河川等の異常、不法占用等を発見し、適切な措置を講ずるための河川等管理上必要な情報を収集することにより、河川等を常に良好な状態に保ち、施設の安全な有効性を確保することを目的とする。

(業務内容)

第3条 乙は別途特記仕様書で定める区域について、以下に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 河川等、巡視と点検の実施
- (2) 緊急を要する異常箇所の応急措置（穴埋め、ロープ張り等）
- (3) 維持管理データの蓄積（定点観測写真取り）
- (4) 各種情報収集（住民からの情報等）
- (5) 実施結果の報告
- (6) その他、甲の指示するもの

(パトロール体制)

第4条 パトロールは、原則として自動車を用いて班体制で実施するものとし、要員2名を1班とし編成するものとする。ただし、運転手はパトロール要員に含むものとする。

2 パトロールの打合せ、指揮、監督を行う者（以下、「業務実施監督者」という。）は、以下の何れかの資格、経験を有する者であること。

- ・一級もしくは二級土木施工管理技士
- ・国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した公物管理業務において1件以上の実績を有する者
- ・土木工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- ・公共土木施設の測量又は設計業務に関し3年以上の実務経験を有する者
- ・道路又は河川に関する技術的な行政経験を10年以上経験している者

3 第1項の班員のうち、運転手については以下の要件を満たす者であること。

- ・第1種普通以上の運転免許を有し、かつ普通自動車以上の運転実務経験が2年以上であること
- ・過去2年以内に重大な交通事故を起こしていないこと
- ・過去2年以内に重大な交通違反（免許停止を伴うもの）をしていないこと

(業務管理責任者および業務実施監督者)

第5条 乙は、委託業務の実施責任者として業務管理責任者を選任し、甲に通知しなければならない。

2 業務管理責任者は、以下の資格を有するものであること。

- ・測量士

3 乙は、業務管理責任者の資格要件について、資格証の写しを監督員に提出しなければならない。

4 乙は、業務管理責任者と乙との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等の写し）を監督員に提出しなければならない。

5 業務管理責任者および業務実施監督者はパトロールの適切な履行を確保するため、パトロール要員を指導、監督しなければならない。

6 業務管理責任者または業務実施監督者は、毎月1回監督員に業務全般に関する状況報告を行うとともに、業務の実施方針に関して監督員と打合せを行い、記録簿（様式7）を作成する。

(実施計画書)

第6条 乙は、以下の各号に掲げるところにより、河川等パトロールに関する実施計画書を作成し甲に提出し、当該計画に従って実施するものとする。

- (1) 委託契約の締結後、速やかに「パトロール計画書(様式1)」及び「組織表及び連絡体制表(様式2)」を作成し、監督員に提出し、承諾を受けなければならない。
- (2) 乙は、毎月、月ごとの「河川等パトロール実施計画書(様式3)」を作成し、毎月25日までに翌月分を監督員に提出し、承諾を受けなければならない。
- (3) 当該実施計画に関わらず、監督員が異常気象等によりパトロールの実施が困難と判断した場合はこの限りではない。

(パトロールに使用する車両)

第7条 パトロールに使用する車両は、甲が貸与する所定の車両を使用するものとする。

- 2 車両の貸与についての詳細は、別に定める「徳島県公共土木施設維持管理業務委託に係る県有車両の貸付要領」に基づくものとする。
- 3 自動車保険料については、任意自動車保険料の契約額に応じて変更契約を行うものとする。
- 4 甲が貸与する自動車で、乙が交通事故等を起こした場合は、全て乙において処理しなければならない。甲は一切の責を負わないものとする。
- 5 乙は、車両使用簿により、毎月車両の使用状況を甲に報告すること。

(パトロールの内容)

第8条 第3条(1)及び(3)に定める業務については以下の各号に掲げる事項を、車両からの目視と、徒歩により行うものとする。

- (1) 河川等の状況(流水、敷地)
- (2) 河川等施設の点検(堤防、護岸、海岸、水門類、砂防堰堤、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等)及び定期的に写真撮影を行う
なお、河川については、中小河川の堤防等河川管理施設及び河道点検・評価要領(令和6年3月 国土交通省 水管理・国土保全局)により、堤防(土堤及び特殊堤等、掘込河道は除く)について、年1回の点検・評価を行う
※中小河川の堤防等河川管理施設及び河道点検・評価要領
https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/pdf/02_chusyou_tenkenyoukou.pdf
- (3) 河川等の占用の状況等
- (4) その他

(パトロールの実施)

第9条 パトロールは以下の各号に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 乙は、原則として実施計画書により、パトロールを実施しなければならない。ただし、監督員から指示を受けた場合は、この限りでない。
- (2) パトロール(始業時連絡、終業時報告を含む。)は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(1月2日、3日及び12月29日から31日まで)を除いた日に実施するものとし、8時30分から17時15分までの範囲内で実施することを原則とする。ただし事前に監督員から指示された日のパトロールはこの限りでない。
- (3) パトロール実施日は監督員に、パトロールの出発及び終了の報告を行うものとする。
- (4) 契約期間内に貸与する車両の車検等及び故障が発生した場合には、乙の所有する車両によりパトロールを行うものとする。ただし、期間が長期にわたる場合は、甲乙協議によるものとする。なお、パトロール回数に変更が生じた場合は変更対象とする。
- (5) 異常気象等により、業務履行不可能な時事が生じた場合はパトロールを中止する。その中止期間にあたるパトロール回数については変更対象とする。

(パトロール中の措置)

第10条 乙は、パトロール中に、異常を発見した場合は、以下の各号に掲げる措置を行うとともに甲に報告するものとする。

- (1) 管理道路の小陥没等、管理上支障が生じると判断されるものについては、応急措置

を講じ、監督員に電話等で速やかに報告するとともに、状況のわかる写真撮影、記録等を行うものとする。なお、応急措置を行うことが困難なものについては、監督員に電話等で速やかに報告し、指示を受けるものとする。

- (2) 河川等に対する不法行為等を発見した場合は、速やかに監督員に電話等で報告し指示を受けるとともに状況のわかる写真撮影、記録、調査等を行うものとする。
- (3) 異常気象に遭遇した場合は、監督員に速やかに連絡し、その指示を受けるものとする。

(履行する際の注意事項)

第11条 業務管理責任者は、本仕様書、特記仕様書等に基づき業務の適正な履行の確保に努めなければならない。

- 2 パトロール車の運転手は、道路交通法等関係諸法規を厳守するとともに、常に安全運転に努めなければならない。
- 3 パトロール要員は、住民から常に注目されていることを自覚し、その行動は誤解を招くことの無いように注意するとともに、住民には親切丁寧に應對すること。
- 4 パトロール要員は業務遂行中、甲が発行する身分証明書を常に携帯し、第三者から請求があった時はこれを提示すること。
- 5 業務管理責任者、安全運転管理者およびパトロール要員は、各庁舎で実施する交通安全研修を受講するものとする。
- 6 業務管理責任者は、パトロール要員と連携を密にし、毎日の始業及び終業時に業務の確認を行うものとする。
- 7 業務管理責任者は、パトロール要員と打合せを行い、勤務状況を確認し、指揮・監督を行うものとする。
- 8 毎月1回、業務管理責任者はパトロール車に同乗し、別紙「業務実施状況確認表」により作業内容をチェックして甲に報告すること。また、業務管理責任者は、業務の適正な履行を確保するため、契約書、特記仕様書に基づき、全パトロール要員を対象に、能力の向上、安全管理の徹底、コンプライアンスの意識の啓発を図るための教育を、毎月1回行うものとする。

(パトロール車への受注者名の標示)

第12条 乙は、県が貸与するパトロールに使用する車輛に、受注者名を次の要領で標示するものとする。

- (1) 標示方法は、パトロール車にマグネット板等を貼付する方法によるものとし、標示する文字形式及び寸法は、原則、図-1のとおりとする。
- (2) 図-1において、幅15cmの白地マグネット板に黒字で標示し、標示内容は、『受注者：○○○○』とし、『○○○○』には受注者名を標示するものとする。
- (3) マグネット板等の貼付にあたっては、車輛の両側側面とし、また、マグネット板等を分割し標示してもよいこととする。

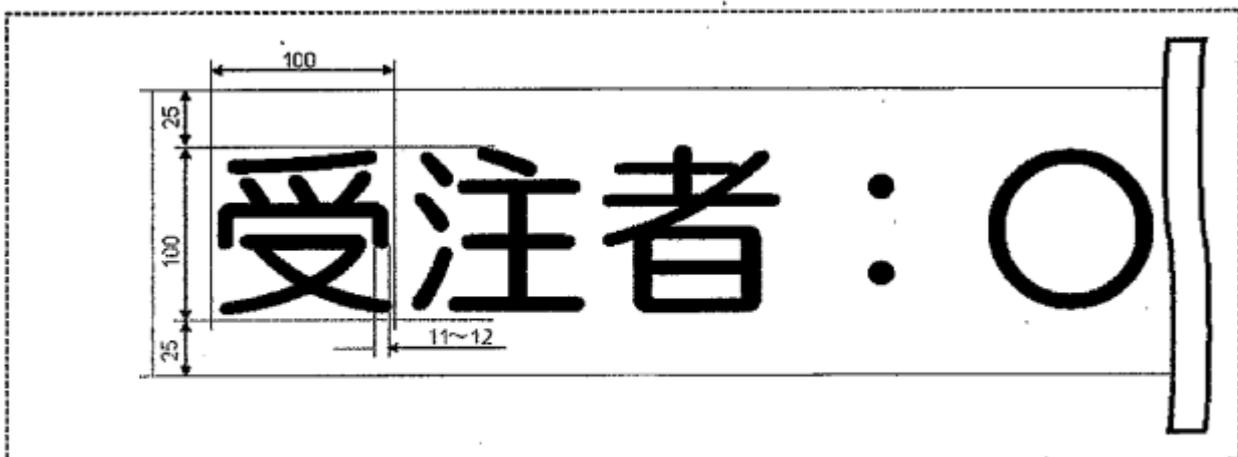


図-1 <文字の形式及び寸法>

(パトロール結果の報告等)

第13条 乙は、以下の各号に掲げるところにより、パトロール結果を甲に報告すること。

- (1) 業務の実施結果は、毎日、別に定める報告書に整理すること。
- (2) 報告書は「パトロール日誌(様式4)」、「異常箇所整理表(様式5)」、「異常箇所整理表(対応・処理経過)(様式5-2)」および「堤防の点検結果評価記録様式(様式5-3)」によること。
- (3) 緊急を要するパトロール結果については、前号の報告を行う前に、電話等で監督員に報告しなければならない。
- (4) 住民等から情報があった場合は「情報提供整理表(様式6)」により報告を行うこと。
- (5) 月に1回の頻度で、河川名等毎のパトロール状況写真(異常なしの写真)をパトロール日誌に添付すること。(業務完了報告用)

(事故報告)

第14条 乙は業務履行中に事故が発生したときは、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに「徳島県土木工事共通仕様書」に基づく事故報告書を提出しなければならない。

(守秘義務及び情報管理)

第15条 本業務の実施において知り得た情報を第3者に漏らしてはならない。

2 個人情報を取り扱う場合は、情報セキュリティを確保しデータの流出は絶対にあってはならない。

(受注者の責任)

第16条 業務従事者として要求される注意義務を怠り、本業務の目的に反した履行を行ったことで物的損害、人的損害等を発生させた場合、受注者は責任を負う。

(業務管理責任者に対する措置請求)

第17条 契約書第7条における業務管理責任者に対する措置要求は、業務管理責任者措置請求書(様式9)により行う。

(その他)

第18条 業務にパソコン関連機器、通信費が必要な場合及び事務用品は、乙が用意すること。

2 乙が職員のパソコンを使用しないこと。また、乙が用意し使用しているパソコンからのデータをUSB等外部記憶媒体を介して職員のパソコンに入出力してはならない。

3 定期的に、巡視、点検記録、写真等のデータをウィルスチェックを済ませたCD-Rにて監督員に提出すること。

4 業務の遂行にあたり、設計図書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議により定めるものとする。

河川等パトロール計画書

(受託者名 印)

1. パトロール計画

巡視点検コース名	箇所数	河川名等	パトロール延長km (管理延長km)	特記事項
①				
②				
③				
④				
⑤				

○経路図を添付すること。

2. 班編成

班名	班長	班員	予備員	予備員
河川等パトロール班				

組織表及び連絡体制表

委託業務名	
河川名等	
委託業務箇所	
受託者	印

業務管理 責任者	氏名	生年月日	電話番号		資格の有無
			自宅	携帯電話	
		.. 生			

河川等 パトロール 要員	氏名	生年月日	電話番号		資格・経験 の有無
			自宅	携帯電話	
		.. 生			

資格欄には、河川等パトロール業務委託仕様書第4条第2項に示す資格の有無を記入すること。

様式3

河川等パトロール実施計画書(令和 年 月分)

(受託者名

印)

日	曜日	①コース	②コース	③コース	④コース	⑤コース
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

パトロールを実施するコース名に○を記入すること。

河川等パトロール点検日誌

(受託者名)

パトロールコース名		実施日		出発時間		課長	課長補佐	係長	課員
		○月○○日 ○曜日		○○時○○分					
パトロール者氏名		パトロール区間		帰着時間		パトロール走行距離 km			
印	印	パトロール区間		○○時○○分		km			
河川名等	実施時間			巡視、点検事項及び措置事項等					
①									
②									
③									
④									
⑤									
⑥									
⑦									
⑧									
⑨									
⑩									
緊急連絡									
(有・無) (内容) (相手方)									
その他									

(備考)

異常箇所整理表

(受託者名)

(概略図) 施設の損傷など必要に応じて記入してください。

①河川名・施設名等 ○○○川 ・ △△△通路

②位置 ○○町△△△

③発見日時 令和○○年○月○日 □:□□

④点検項目 別紙参照(管理道路、堤防、水面の異常 など)

⑤異常の内容 (陥没、護岸の崩壊、クラック など)

(調査内容)※

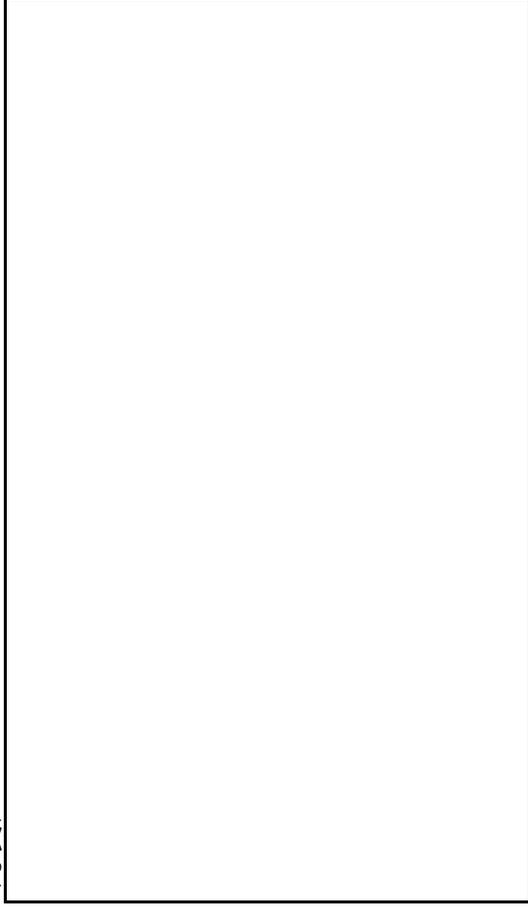
(位置図)

(写真) 複数枚撮影の場合は、別途添付してください。

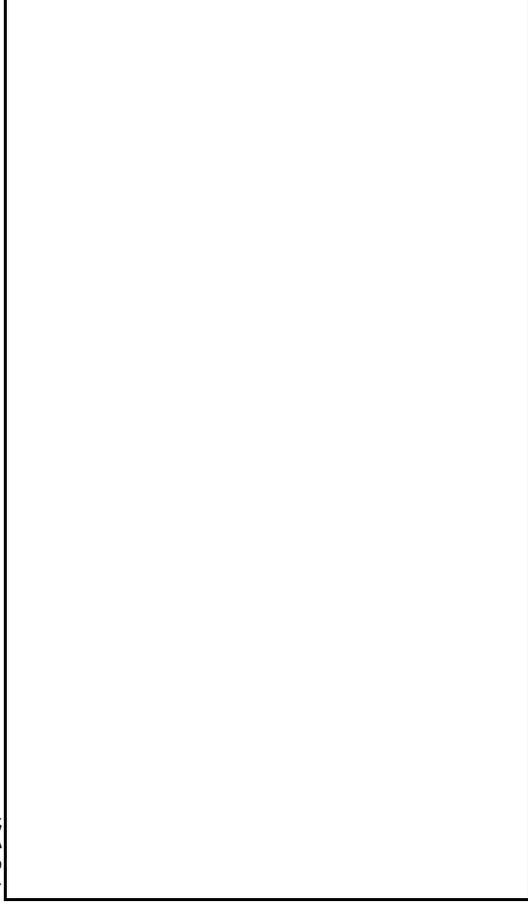
※施設損傷の場合は、被害程度の概略(延長(L)、高さ・幅(H)、面積(A)など)および概算費用を記入してください。概算費用の算出については、災害復旧用総合単価等を参照してください。
※不法行為等の場合は、監督員の指示に従い調査結果を記録してください。

異常箇所整理表(写真)

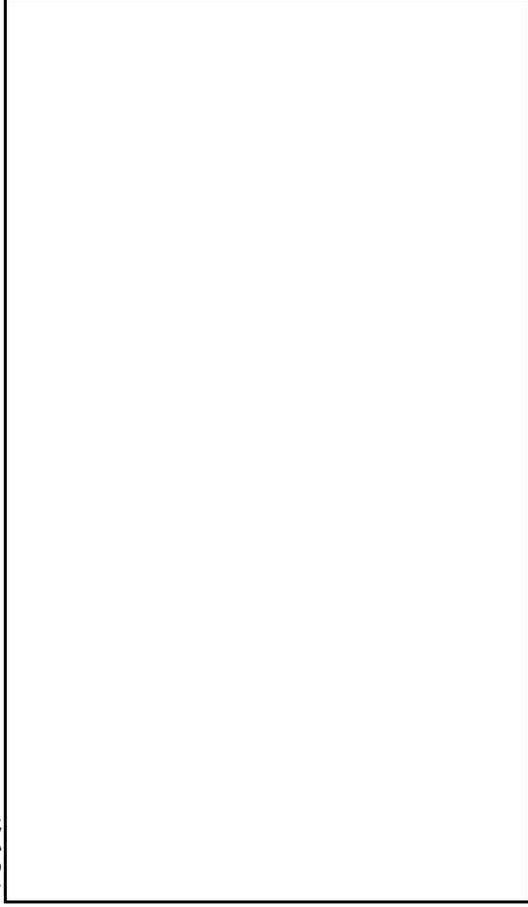
(写真)



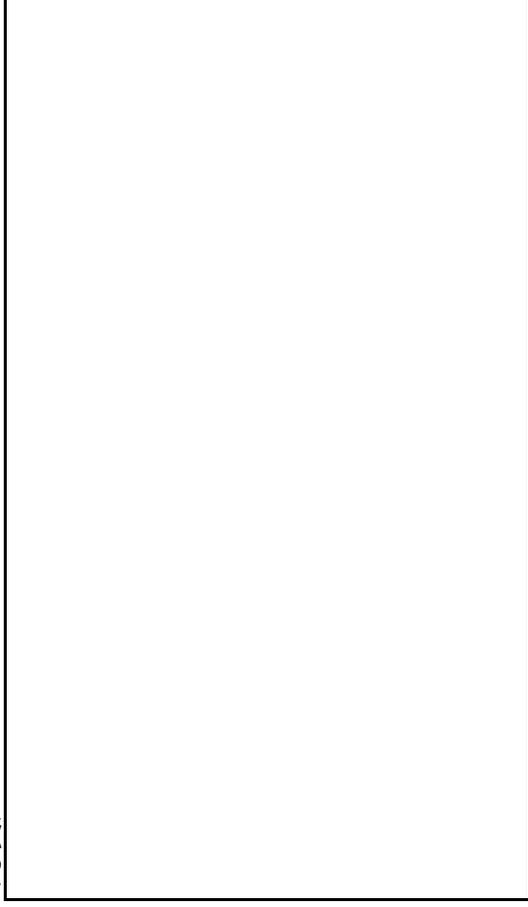
(写真)



(写真)



(写真)



(別紙)

点検項目表(点検箇所留意点)

点検項目	点検の視点(留意点)
管理道路、通路等	<ul style="list-style-type: none">・不法投棄、塵埃、土砂等の障害物の有無等・わだち掘れ、穴、陥没、段差の状態・雑草、雑木の繁茂による通行障害
堤防	<ul style="list-style-type: none">・不法投棄、塵埃、土砂等の障害物の有無等・不等沈下、漏水の有無・堤天のわだち掘れ、穴、陥没、段差の状態・法面状態(亀裂、法崩れ等)・雑草、雑木の繁茂状態
河川護岸、砂防流路	<ul style="list-style-type: none">・不法投棄、塵埃、土砂等の障害物の有無等・侵食、クラック、はらみ出し、吸い出し等異常の有無・土砂堆積、異常洗掘の有無・河川等に支障を及ぼす倒木、枯木の有無
水門、陸閘、樋門、堰、ダム、 海岸砂防堰堤、 地すべり防止施設、 急傾斜地崩壊防止施設等の構造物	<ul style="list-style-type: none">・不法投棄、塵埃、土砂等の障害物の有無等・クラック、漏水等異常の有無・施設の破損、隙間、がたつき、ゴミつまりの有無
水面の異常	<ul style="list-style-type: none">・油、その他汚濁物質の流出・魚の大量斃死・漂着物
砂利採石現場	<ul style="list-style-type: none">・採取画とおりの採取がなされているかどうか
占用状況、不法物件の監視	<ul style="list-style-type: none">・占用が適正にされているかどうか・不法物件の状況変化
不法係留船	<ul style="list-style-type: none">・不法係留船、沈船の状況把握
危険箇所の状況	<ul style="list-style-type: none">・生命、財産に影響がでるか・関係者に情報伝達・河川等の管理物なら応急措置はできそうか
親水空間における安全性	<ul style="list-style-type: none">・急な出水に対して円滑に避難できるか
その他違法行為	<ul style="list-style-type: none">・緊急に対応が必要かどうか・掘削、切土、盛土等、土地形状の変更・工作物の新築、改築等・立竹木の伐採

異常箇所整理表(対応・処理経過)

(受託者名

)

(写真)

①河川名・施設名等 ○○○川・△△△通路

②位置 ○○町△△△

③異常の内容

④対応日時 令和○○年○月○日 □:□□

⑤対応内容

(写真)

(写真)

点検NO	123456	点検者	●●庁舎 ●●●●			点検年月日	令和5年11月14日	
水系名	◆◆川水系	河川名	○■川	岸別	右岸	位置	●●市●● ●●付近	

■点検結果

点検項目	点検箇所	点検事項	変状の規模(m)			評価		補修・詳細点検等の対応	
			方向(形状)	長さL	幅B	高さH	No		ランク
土堤	天端	亀裂	縦断	32.0	0.02	0.17	[1]	監視	-
状況等 (特記事項)	天端のアスファルト舗装にひび割れが見られる。過去の点検時から変状規模が変わらず、進行性が低いため、監視段階とする。								

※方向(形状)は1.亀裂のあった場合のみ記入のこと(縦断、横断、網目状等)

■位置図・概略図・写真等



全景写真



近景写真

■同一箇所の点検履歴

過去の点検NO	点検実施日	変状項目	変状の規模(m)			評価		
			方向(形状)	L	B	H	No	ランク
234567	令和4年12月13日	亀裂	縦断	10	0.01	0.05	[1]	監視
345678	令和3年11月25日	亀裂	縦断	10	0.01	0.05	[1]	措置
456789	令和2年11月1日	亀裂	縦断	10	0.01	0.05	[1]	健全

点検NO	123456	点検者	●●庁舎 ●●●●			点検年月日	令和5年11月14日
水系名	◆◆川水系	河川名	○■川	岸別	右岸	位置	●●市●● ●●付近

■補足写真

コメント

コメント

コメント

コメント

コメント

コメント

情報提供整理表

項目区分	情報の内容	備考
情報の種類	(該当するものを○で囲むこと) ・要望 ・相談 ・苦情 ・その他	
聞き取りの日時		
河川名等		
場所		
相手の氏名等	(氏名) (住所) (TEL)	
具体的内容		
対応・処理経過		

要望者等の氏名等は、できる範囲で記入すること。

打合せ記録簿

第 回								追番ページ
発注者・印		主任 監督員	現場 監督員	発注者・印	管理(主任) 技術者	照査技術者	パトロール要員	
年月日	令和 年 月 日()		場 所					
業務の名称			打合せ方式					
発注機関名 担当部署名			会 社 名 (受注者側)					
出席者	発注者側			受注者側				
(内容)								

- (注) 1. 内容欄には、打合せ議事内容を記載すること。
 2. 2部作成し、双方で1部ずつ保管すること。
 3. 打合せ方式は会議・電話・メール等を記載する。

徳島県公共土木施設維持管理業務委託に係る県有車両の貸付要領

(適用)

第1条 徳島県（以下「甲」という。）が発注する徳島県公共土木施設（道路・河川・砂防・港湾等）の維持管理業務において、受注者（以下「乙」という。）が県有車両（以下「車両」という。）を使用するにあたっては、仕様書、契約書によるほか、この要領によるものとする。

(貸付物件等)

第2条 貸付は、甲が指定した車両及び付属備品とする。

(使用用途)

第3条 車両の使用用途は、次に掲げる業務とする。

- 一 徳島県公共土木施設（道路・河川・砂防・港湾等）の維持管理業務
- 二 その他県が必要と認める業務

(用途外使用の禁止)

第4条 乙は次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 車両を転貸し、又は担保に供すること。
- 二 車両を業務以外の目的に供すること。

(使用貸借)

第5条 乙は、当該履行期間に係る借受申請書（様式第1号）を甲に提出し、その貸付の決定を受けなければならない。

2 甲は、この要領に基づき借受申請書を審査し、適当と認めた場合は、車両の貸付を決定し、貸付決定書（様式第2号）により通知するものとする。

(運転者等)

第6条 車両は次の要件を満たす者でなければ運転することができない。

- 一 乙が業務を履行するため、使用している者であること。
- 二 普通第1種以上の運転免許を有し、かつ普通自動車以上の運転実務経験が2年以上であること。
- 三 過去2年以内に重大な交通事故を起こしていないこと。
- 四 過去2年以内に重大な交通違反（免許停止を伴うもの）をしていないこと。

2 前項の規定により、車両を運転することができる者について、車両運転者名簿（様式第3号）を提出するものとする。

(貸付料)

第7条 車両の貸付は無償とする。

(費用負担)

第8条 修理等に要する費用は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 甲が負担するものは次のとおり。

イ 車検及び定期点検整備に要する費用。(ただし、第二号の乙が負担するものを除く。)

ロ タイヤ、バッテリー、カーエアコン等の交換又は修理に要する費用。(ただし、明らかに乙の責めに帰すべき事由であると認められる場合には乙が負担するものとする。)

ハ その他、甲が特に必要と認める修理等及び乙の負担とすることがあきらかに不適当と認められる修理等に要する費用。

二 乙が負担するものは次のとおり。

イ 乙が走行するのに必要な燃料の給油に要する費用。

ロ 潤滑油類(エンジンオイル、ブレーキオイル、クラッチオイル等)の補充又は交換に要する費用。ただし、エンジンオイルの交換については4,000kmごとに行うものとする。

ハ 洗車用品、ワックス、ウォッシャー液、ラジエター液、モップ等の保守的消耗品に要する費用。

ニ 乙は前項第一号ロ及び第二号ロに掲げる事項が生じた時は、費用負担に関わりなく、あらかじめ甲と協議するものとする。

(自動車保険料)

第9条 乙は契約締結後、当該履行期間中は、自己の費用負担において、乙を契約者とする、次に掲げる内容の任意自動車保険に加入しなければならない。

- | | | |
|---------|--------|---------|
| 一 車両 | | オールリスク型 |
| 二 対人賠償 | 1名につき | 無制限 |
| 三 対物賠償 | 1事故につき | 無制限 |
| 四 搭乗者障害 | 1名につき | 500万円以上 |
| 五 運転者 | | 限定なし |
| 六 運転者年齢 | | 制限なし |

2 乙は前項の規定により加入した、保険契約書の写しを甲に提出するものとする。

(亡失又はき損)

第10条 乙は、自動車を亡失又はき損したときは、借受車両の亡失(き損)報告書(様式第4号)により詳細な報告書を提出し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、自己の責に帰すべき理由により自動車を亡失又はき損したときは、自己において補填し、又はその損害額を弁償しなければならない。

(事故処理)

第11条 乙は、当該契約の業務の履行に伴い、交通事故等が発生したときは、直ちに負傷者の救護及び道路の危険防止について必要な措置を講ずるとともに、警察署に届け、その状況を車両等事故速報(様式第5号)により甲に報告し、速やかに事故等の処理を行い、事故処理に要する一切の費用を乙が負担する。ただし、甲が加入する自動車損害賠償責任保険の適用を妨げるものではない。

2 前項の報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 事故現場の見取図
- 二 事故車双方及び相手方物件の写真
- 三 自動車安全運転センター法第29条第1項第5号の規定に基づく交通事故に関し、その発生した日時、場所その他内閣府令で定める事項を記載した書面（発行後添付）
- 四 その他必要な書類

（一般的損害）

第12条 業務の履行に伴い生じた損害（次条第1項、第2項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、第9条の規定に基づく加入保険を適用し、保険により補填されたものを超える部分について、甲が負担する。

（甲及び第三者に及ぼした損害）

第13条 乙は業務の履行に伴い、甲及び第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし第18条の規定に基づき、甲が使用中に発生した損害については、甲と協議するものとする。

- 2 前項の規定による賠償額（第9条に定めるところにより加入した保険で補填された部分を除く。）のうち、甲の指示、その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示が不相当であること等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合、その他業務の履行に伴い、第三者との間に紛争を生じた場合については、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

（交通違反等）

第14条 乙は業務の履行に伴い、交通違反により検挙されたときは、速やかにそのでんまつを甲に報告しなければならない。

（車両の引渡時期等）

第15条 甲は乙に業務を実施する日毎に、パトロール業務に使用する車両を乙に引き渡すものとし、業務が終了したときは、速やかに甲に返納するものとする。

ただし、災害等の緊急時において、やむをえず返納することが困難な場合においてはこの限りでない。また、この間の車両の管理は乙の責任において行うものとする。

（車両の引渡、返納、保管場所）

第16条 車両は甲が指定する保管場所において、引渡し、返納するものとする。

（貸付の中止）

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、車両の貸付を中止することができる。

- 一 正当な理由なく、この要領に違反したとき。
- 二 その他、借受者として、不適當であると認める事実があったとき。

(車両の使用)

第18条 災害等の緊急時において、甲が必要と認めるときは、乙の業務の履行に支障が生じない範囲で車両を使用することができるものとする。ただし、その場合の燃料費は甲の負担とする。

(使用状況の報告)

第19条 乙は、車両使用簿（様式第6号）により、毎日車両の使用状況を甲に報告しなければならない。

(車両に関する事務)

第20条 乙は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 車両の運行前点検（運行するに支障が生じる部位に関する全てをいう。）
- 二 燃料及び油脂類の補給及び交換に関する事務。
- 三 車両の適正使用・管理に関する事務。
- 四 事故防止に関する事務。

(燃料等の品質)

第21条 燃料及び油脂類は、次の各号に定めるものを使用し、品質について必要があると認められるときは、甲乙協議するものとする。

- 一 燃料は甲が指定する油種を使用する。
- 二 エンジンオイルは、四季を通じて使用可能な品質を保持し、かつ、JIS規格品とする。
- 三 その他のものについては、車種による純正品又は同等品以上のものを使用するものとする。

(法令等の遵守)

第22条 乙は業務の履行にあたっては、道路運送車両法、道路交通法等車両の運行等に係る関係法令及び労働基準法等労働条件に係る関係法令並びに甲の指示事項を遵守するものとする。

(疑義等の決定)

第23条 この要領に定めるもののほか、車両の貸付に関し必要な事項は、甲が別に定める。

附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

様式第 1 号

徳島県公共土木施設の維持管理業務委託に係る県有車両借受申請書

令和 年 月 日

殿

借受申請者 (所在地)

(商号及び代表者役職氏名)

印

徳島県公共土木施設の維持管理業務委託の実施に伴い、県有車両を次のとおり借受けたいので、申請します。

- 1 借受車両及び付属備品
- 2 借受の目的 (委託業務名)
- 3 借受予定期間 (契約期間)
- 4 保管場所
- 5 担当者及び使用責任者 (氏名, 電話番号等)
- 6 添附書類
 - ①車両運転者名簿 (様式第 3 号)
 - ②その他必要と認める書類

様式第2号

徳島県公共土木施設の維持管理業務委託に係る県有車両貸付決定書

南総第 号
令和 年 月 日

殿

(発 注 者)

令和 年 月 日付けで申請のあった、県有車両の貸付については、申請のとおり決定します。

県有車両の借受に際しては、徳島県公共土木施設の維持管理業務委託に係る県有車両貸付要領及び当該委託業務に係る仕様書、契約書の内容を遵守すること。

様式第4号

決裁欄				
				第 年 月 日
殿				
				所在地 商号 代表者職氏名
				印
車両の亡失（き損）報告書				
車両が、次のとおり亡失（き損）しましたので報告します。				
車両番号	車 両	車 名	事故の責任者	
購入年月日	購 入 価 格	現在見積価格	亡失（き損）の日時	
事故発生の 場 所				
常時保管場所				
事故発見の動機とその内容				
事故後の措置			その他参考事項	

- 注 1 盗難のときは、警察署の証明書を添付のこと。
 2 き損の場合は、修繕料の見積書を添付のこと。

様式第5号

車 両 等 事 故 速 報

殿

所在地

商号

代表者職氏名

印

委託業務名 ()

次のとおり事故がありましたので、報告します。

令和 年 月 日

車両事故の態様 ※該当するものを○で囲んでください。以下の項目記載も同様です。		交通事故 県有車両の盗難 県有車両の交通事故外損傷	加 害 双方過失 被 害 自 損	人身損害 死 亡 傷 害 物 損
事故発生	年月日	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃 (天候)		
	場 所	(路線名) 国道 号、県道 線、市町村道 線 (道路形状) 交差点 道路本線上 路側部 構内道路 その他		
事 故 者	会社名 職 氏 名 年 齢 備 考	※免許証の写しを添付してください。	※車両番号〔徳島 同乗者の状況 (有 (名) ・ 無) ※同乗者有りの場合は職氏名を記載 氏名	
	相手方 住 所 氏 名 年 齢 職 業 連絡先 備 考	(電話)	※車両番号〔 車両所有の状況 (運転者が所有・所有者は別)	
事 故 の 概 況		※事故の原因・形態等を簡潔に記載してください。		
		※事故現場写真撮影(予定)年月日	令和 年 月 日	
人 身 損 害 物 損 等 の 状 況		※けがの程度、病院名、車の損害箇所・程度、修理先名(ディーラー・整備工場名)、届出警察署名等を記載してください。		

MEMO

※事故現場の道路形状（交差形状、信号機の有無・一時停止規制線等交通規制の状況）・事故時の車両位置図等を記載してください。

※衝突位置及び相手方を衝突前に最後に確認した位置を赤で記載してください。

※住宅地図の写しを添付してください。

※車両運転者の免許証の写しを添付してください。

※事故車双方及び相手方物件の写真を添付してください。

県有車両使用簿

決裁欄	女主運 転管理 者又は 補助者	運転者氏名 (同乗者名)	使用年月日	使用時間	行程 (施設名等)	車名及び 車両番号	用務 (内容及び所要時間)	無事故 累計日数	走行距離 日	累計 走行距離	km	
											確認印	備考 (累計キロ数)
			年 月 日	時 分から 時 分まで				良	km	0		
			年 月 日	時 分から 時 分まで				良				
			年 月 日	時 分から 時 分まで				良				
			年 月 日	時 分から 時 分まで				良				
			年 月 日	時 分から 時 分まで				良				
			年 月 日	時 分から 時 分まで				良				

注 1 同乗者がある場合は、「運転者氏名」欄の運転者氏名の下に記入すること。
 2 「行程」欄には、用務を行う施設名等を記入すること。
 3 「用務」欄には、用務の内容及び所要時間を記入すること。
 4 「備考」欄には、帰庁時の累計走行距離並びに日常点検による異常箇所及び措置その他伝達事項を記入すること。

日常点検の箇所及び内容	1 ブレーキ 踏みしろ、効き、液量、レバールの引きしろ 2 タイヤ 空気圧、亀裂及び損傷、異常な摩耗、溝の深さ 3 バッテリ 液量 4 原動機 冷却水の量、オイルの量、かかり具合、異音、低速及び加速の状態	5 灯火装置及び方向指示器 6 ウインド・ウォッシュャ及びワイパー 7 前回の運行において異常が認められた箇所	点灯又は点滅の具合、汚れ及び損傷 液量、噴射状態、払拭状態 当該箇所に異常がないこと。
-------------	---	---	---

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注1 「甲」は委託者である徳島県（実施機関）を、「乙」は受託者を指す。

2 委託等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除することができる。